

平成 29 年 7 月 27 日

会 員 各 位

協同組合 近畿整骨師会  
理 事 長 田 村 公 伸  
保 険 部 長 川 本 大 作

## 保険部連絡

岩出市子ども医療費助成制度の療養の給付取り扱いについて

平素は本会運営に御協力を賜り誠に有難うございます。

### 記

平成 27 年 8 月 1 日以降岩出市子ども医療費が小中学生まで拡充され、小中学生の通院に関しては窓口で保険診療分の自己負担分を支払い、その領収書をもって保護者等が岩出市に子ども医療費支給申請をすることにより、医療費の保険診療分の自己負担額の 3 分の 2 を申請月の翌々月下旬に払い戻すという形式をとっています。

今回平成 29 年 8 月より小中学生の子ども医療費対象にも受給者証を発行し、岩出市内の保険医療機関（病院）での受診を対象とし（現物給付のみ）受給者証を提示し自己負担 1 割とし領収書発行となります。しかし療養費に関しては療養費支給申請書に助成制度の一部負担金の記載欄がないため、また国保連合会での読み取りシステムもないため療養費の公費 1 割の現物の取り扱いが困難であり、現状は療養費の取り扱いに関しては今まで通りの取り扱いとなります。

レセコンに公費負担番号等打ち込むと負担割合が 0 となってしまいますので注意してください。

窓口での混乱が生じる可能性もございますので取り扱いを理解し適宜説明していただくようお願いいたします。

保険医療機関（病院）療養の給付（現物給付） 受給者証提示により 1 割負担

接（整）骨院 療養費（現金給付） 現行通り 3 割窓口でいただき領収書発行

受給者証は使えません。

岩出市からの通知は会員向け HP に掲載しております。